

2012年2月17日制定

2015年4月1日改定

2019年2月15日改定

## Sマーク認証の追加基準（別表第八適用時） 電球形LEDランプに係る取扱運用（改定）

### 【運用】

1. JIS C 8156（2011）に従うこと。ただし、包装の表示要求(5.2)e)及び附属書JAを除く。

注記：別表第八に追加して次の規定が追加となる。

- ① 5.1 d) 定格周波数
- ② 5.2 包装、取説又はランプなどへの表示（ただし、e）を除く）
- ③ 5.3 表示の見やすさ、消えにくさ等
- ④ 6.1 口金の互換性
- ⑤ 6.2 口金の曲げモーメント及び軸方向の引張り
- ⑥ 7 感電保護
- ⑦ 8 耐湿試験
- ⑧ 10 口金温度上昇
- ⑨ 11a) ボールプレッシャー試験
- ⑩ 12 耐燃焼性（ただし、透光性のあるカバー以外は、別表第八でカバーされる。）
- ⑪ 13.4 故障後の絶縁抵抗試験

2. 雑音の強さ

共通事項の雑音の強さの規定に加えて、次を適用する。

追加として、調光不可である旨の表示がないものにあつては、標準調光器とLEDランプの組み合わせで、電源の雑音端子電圧を測定する。

許容値は、別表第十を適用する。測定方法は7章に標準調光器を加えて適用する。

注記：調光器が取扱説明書等で指定されている場合は、その調光器を使用する。

理由：調光不可である旨の表示がなければ、調光可能とみなし調光状態で雑音を測定する

必要がある。なお、標準調光器の詳細はSマーク認証機関に相談すること。

## 【解説】

上記の【運用】は、2015年4月1日に改定された【運用】と同一である。

2018年5月25日に電球形LEDランプのJIS C 8156 (2017) が電気用品安全法の技術基準解釈別表第十二に採用された。このSマーク認証の追加基準については、当該安全JISが整合規格として正式に採用された場合には改定を検討するとしていた。このため、Sマーク認証の追加基準の改定方法については、次の2通りが検討された。

- ① 上記のJIS C 8156(2011)をJIS C 8156(2017)に置き換える。
- ② 上記のJIS C 8156(2011)を当面置き換えない（現行のままとする。）

①とした場合、「解釈別表第八+改正後のS追加基準」＝「解釈別表第十二+解釈別表第八」となり、解釈別表第十二だけを適用した認証基準よりも厳しい基準となる。また、技術基準には、現在、“光生物学的安全性”の性能基準は追加されていないため、解釈別表第八を適用している照明器具などに適用されない“光生物学的安全性”の要求を追加することは時期尚早と言える。

このため、技術基準に“光生物学的安全性”が追加されるまでの間は、当面、②として現行の追加基準（JIS C 8156:2011を適用）を維持することとした。なお、JIS C 8156:2017は、JIS C 8156:2011よりも、“口金の曲げモーメント及び軸方向の引張り”等が緩和されているなどの点において、国際整合の観点からJIS C 8156:2017の適用をご希望される場合、解釈別表第十二を適用することで対応できる。

以 上